

令和7年度第1回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和7年5月21日（水）午後1時00分～午後1時30分	
場所	志津コミュニティセンター第3会議室	
出席委員	八木直人委員長、木内寛之委員、近藤利砂委員、吉光孝一委員	
事務局	資産経営課	谷田部課長、橋本副主幹、早川主査、 實川主査補、金田主任主事
傍聴人	なし	
議題	1 諮問手交【公開】 2 会議の運営方法等について【公開】	

議事開始前

- ・令和7年度審査対象施設及び委員会スケジュールに関する説明

1 諮問手交

- ・指定管理者選定に係る審査について、諮問がなされた。

2 会議の運営方法等について

- ・非公開とする会議について
- ・第3回審査委員会の開催方法について

事務局からの説明

- ・今回の審査対象施設は志津コミュニティセンター、千代田・染井野ふれあいセンター、南部地域福祉センター、スマートオフィスプレイス、市営自転車駐車場（12施設）の5協定16施設。
- ・非公開とする会議について、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、議決により今後の会議の公開・非公開を決定する。
- ・第2回の公募書類確認、ここでは公募書類の内容について話し合うこととなるが、公募前に公募内容を知り得てしまうため、公平性の観点から非公開で行う必要があると考える。
- ・第3回の書類審査、ここでは各委員からの所感の報告、及び個別ヒアリング実施要否と質問内容について話し合うが、いずれも不開示情報となるため、非公開で行う必要があると考える。
- ・第4・5回の個別ヒアリングと委員協議、ヒアリングをする中で申請団体のノウハウや経営状況等の内容に触れる可能性があり、非公開で行う必要があると

考える。

・第6回の審査結果取りまとめ、ここでは答申案について決定するが、不開示情報に該当するため非公開で行う必要があると考える。

・今回非公開で行うと決定したもの以外で非公開とすべき議事が出てきた場合には、委員長の承認を得て非公開で行うこととさせていただきたい。

・第3回会議の書類審査について、ここでは所感報告や個別ヒアリング実施要否の決定を行う予定であるが、昨年度から各委員の点数を互いに知ることなく審査を進めることにしており、所感報告をする必要があるのかどうか。また個別ヒアリングの実施要否の決定は対面の会議でなくても実施可能と判断されることから、対面での会議ではなく、書面での開催としたいと考えるがご意見を伺いたい。

<質疑・意見等>

(○：委員質疑 ◎：委員意見 →：事務局回答)

◎各自審査をする中で疑問点が出てくるので、第3回書類審査の時に施設所管課に対して質問をして疑問点を解消していた。一度集まる機会は必要だと思う。

◎各自の質問事項を全体で整理する手続きがないまま個別ヒアリングに入ると、当日まとまらないのではないか。

◎対面ではなく、オンラインでの開催という方法もある。

○個別ヒアリングは公開ではなかったか。

→個別ヒアリングは昨年度から非公開としている。以前、会社の運営状況に対する質問があり、質疑を公開部分と非公開部分を分けて開催するのは、得た回答によって関連質問をしたい場合の運営が困難となる。一方で公開できる項目のみの質問とすることは本末転倒である。

◎傍聴者がいるのを気にして質問をするのも非常にやりにくいし、事業者も回答し辛いだろう。

○ほとんどの会議が非公開になってしまうのは問題ないか。

→公募書類確認の議事録(要録)は公募開始後、審査に関する議事録(要録)は答申後にノウハウを含まない部分について後日公開するので、全く情報を出さないわけではない。

○公開・非公開の判断は昨年度と一緒か。

→同じ判断としている。

議決により次のように決定

- ・第3回の会議開催 → 書面ではなく、通常通り開催(またはオンライン開催)
- ・第2回の公募書類確認の公開区分 → 非公開
- ・第3回の書類審査の公開区分 → 非公開
- ・第4・5回の個別ヒアリングと委員協議の公開区分 → 非公開
- ・第6回の審査結果取りまとめの公開区分 → 非公開
- ・今回非公開で行うと決定したもの以外で非公開とすべき議事が出てきた場合
→ 委員長の承認を得て非公開で行うこととする

以上